

# さかたの家づくり利子補給

市内に自ら居住するために、酒田産の木材を柱など構造材に6割以上使用して住宅を新築または新築分譲住宅を購入する場合、住宅ローンの利子の一部を市が負担します。

**0.6%**の利子が低減！（県事業「やまがたの家づくり利子補給」との併用）

→例) 10年間の利子 **約140万円** が軽減！  
(融資額2,500万円、返済期間35年、10年固定金利1.2%の場合)

## 利子補給の内容

- 1 融資限度額 2,500万円以内（土地購入費を除きます）
- 2 利子補給率 **0.1%**（10年固定金利利用、利子補給期間は10年間）  
**0.2%**（3、5年固定金利利用、利子補給期間は3年、5年）  
※3年固定、5年固定、10年固定以外の住宅ローンは対象になりません。
- 3 対象住宅ローン 融資期間35年以内の住宅ローン
- 4 その他 山形県「山形の家づくり利子補給」と併用可能（利子補給0.5%）

## 地域材使用の対象となる部分

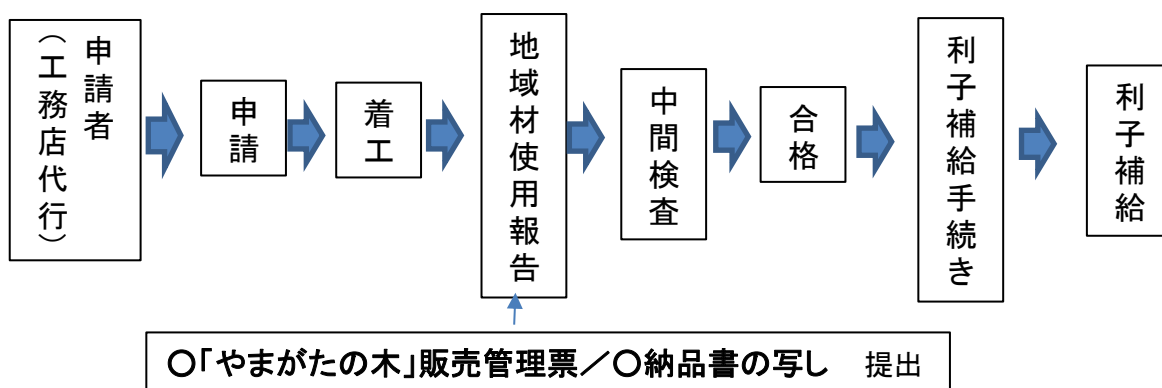
次の部位の構造材に60%以上（材積比）使用

部位	使用率計算の対象となる部材
軸組	通し柱・管柱・間柱・胴差・桁・筋かい・貫
小屋組	母屋・棟木・垂木・小屋束

（集成材は含まない）

地域材…市内の山林から伐採し、かつ、加工された木材製品

## 手続きの流れ



酒田の木を使って、地元の森林を元気にするために、これからも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

# 地域材利活用普及事業

住宅の新築、改築、修繕、増築、耐震工事、模様替当の工事を市内施工業者が酒田産の木材を使って行う場合、地域産木材製品にかかる費用を支援します。

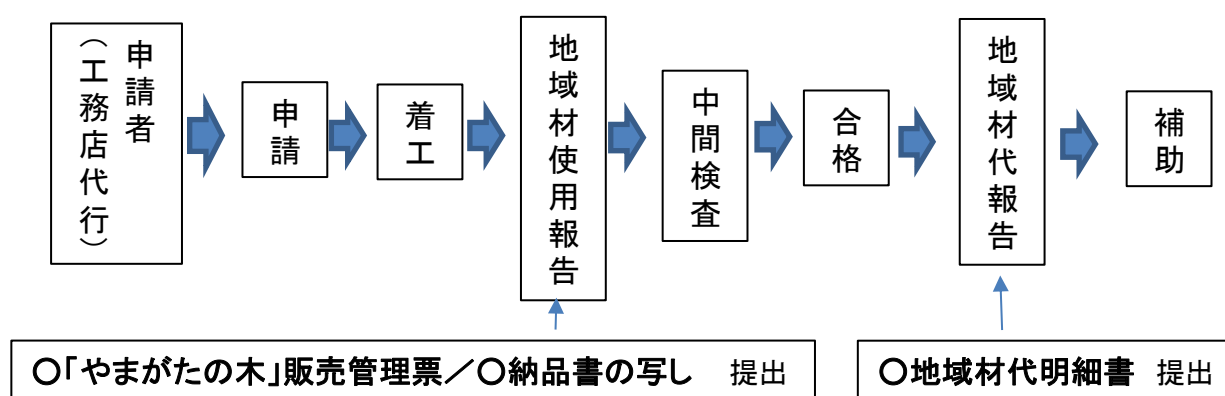
酒田産木材にかかる費用の1/2以内で  
**10万円**を上限として補助！

## 利子補給との違い

1 補助対象者	利子補給：低減された分の利子を金融機関に支払う 地域材：直接申請者に補助金を支払う
2 工事内容	利子補給：新築 地域材：新築、改築、修繕、増築、耐震工事、模様替
3 業者	利子補給：市内以外の業者も可 地域材：市内業者のみ
4 対象者	利子補給：現在市内に住んでいなくても可 地域材：現在市内に住んでいる方のみ
5 地域材使用の対象となる部分	利子補給：構造材に60%以上使用 地域材：構造材以外も対象

※その他、申請手続き等違う点もございます

## 手続きの流れ



さかたの家づくり利子補給および地域材利活用普及事業により、酒田産木材の利活用を促進できるよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先 〒998-8540 酒田市本町2-2-45  
酒田市農林水産部農林水産課  
電話 0234(26)5753 FAX 0234(26)6483  
E-Mail : norin@city.sakata.lg.jp